

「人権という普遍的文化」を 築いていくために

— 「ひびきあい活動」を核とした継続的な取組の充実 —

優れた取組を継続して行っている「人権文化あふれる学校賞」を受賞した学校の実践事例を紹介します。

岐阜市立三輪北小学校

◇ 「自分から」をキーワードにした諸活動を通して、自他を大切に行動する力を育てています。

○継続して取り組んでいること

- 教科の学習や道徳科及び特別活動を関連付けた「ユニット学習」を計画的に実施し、様々な人権問題を体系的に学ぶことで、知的理解を深めています。
- いじめを見逃さない日の話合い活動や人権に関わる全校集会を計画的に行い、日常生活における行動力を高められるよう取り組んでいます。



○取組のすばらしさ

- 自校の実態を基に、継続的な活動について、今年度のキーワード「自分から」を視点として見直しながら取り組むことで、学校が培いたい行動力を育てています。

岐阜県立八百津高等学校

◇ 地域と連携したボランティア活動や講演会を通して、地域の一員として、人のために行動する力を育てています。

○継続して取り組んでいること

- 清掃活動や挨拶運動、地域の祭りなどへ参加することで、ボランティア活動への意欲、関心を養い、人のために行動することの大切さを実感できるようにしています。
- 八百津町と連携し、杉原千鶴をテーマとした講演会を継続して実施することを通して、日常の様々な場面で人権意識の必要性を学び、人権感覚の育成に取り組んでいます。

○取組のすばらしさ

- 地域と連携した人権教育に継続して取り組むとともに、様々な活動の中で、何気ない言葉かけや態度が周りの人にどのような影響を与えるか考え、日常の自分の在り方を省みる機会としています。

高山市立北稜中学校

◇ 高齢者の方や異学年の仲間とつながる活動を通して、自分も相手も大切にすることを育てています。

○継続して取り組んでいること

- 地域の高齢者の方の自宅に、鉢花や生徒制作カレンダーを届けたり、暑中見舞いや年賀状を送ったりするなどの活動を行っています。
- 生徒会が中心となって、「北稜中学校人権宣言」について異学年での話合い活動をし、人権宣言を見直す取組を行っています。



○取組のすばらしさ

- 高齢者の方の喜ぶ姿等を見て、自分も嬉しい気持ちになるなど、人となつがることの素晴らしさを実感し、人権感覚を高めています。
- 「北稜中学校人権宣言」（令和5年度改訂）を全校生徒で見直すことで形骸化することなく自分事として捉えることができています。

岐阜県立東濃特別支援学校

◇ 学部ごとの取組や家庭・地域との連携を通して、望ましい人間関係を築こうとする心を育てています。

○継続して取り組んでいること

- 挨拶や言葉遣いといった取組の重点を学部ごとに設定して、自分の言動を見つめ直したり、他者のよさに気付いたりする学習をしています。
- 土岐駅の清掃活動や土岐市駅への作業製品の寄贈、日常的な保護者とのやりとり、生活アンケート等、地域や家庭、学校が連携して取り組んでいます。



○取組のすばらしさ

- 各部ごとの取組や家庭や地域との連携を通して、児童生徒が集団の中で活動するよさや価値を感じ、望ましい人間関係を築く態度を日常的に育成しています。

人権教育啓発資料

ひびきあい No.24

令和7年3月
岐阜県人権教育協議会

「障害者差別解消法」と人権教育

■「障害者差別解消法」とは

国連の「障害者の権利に関する条約」の締結に向けた国内法制度の整備の一環として、全ての国民が障がいの有無によって分け隔てられることなく、相互に人格と個性を尊重し合いながら共生する社会の実現に向け、障がいと理由とする差別の解消を推進することを目的としている。

※令和25年6月「障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律」制定、平成28年4月1日施行

※令和3年5月同法改正、令和6年4月1日施行



【出典：内閣府「障害者差別解消法（改正法）リーフレット」を基に岐阜県加筆修正

改正後		
	行政機関等	事業者
不当な差別的取扱い	禁止	禁止
合理的配慮の提供	義務	努力義務 ⇒義務

■「共生社会」とは

これまで必ずしも十分に社会参加できるような環境になかった障がい者等が積極的に参加・貢献していくことができる社会のことである。それは、誰もが相互に人格と個性を尊重し支え合い、人々の多様な在り方を相互に認め合える全員参加型の社会のことである。

【出典：文部科学省HP】を基に岐阜県加筆修正

■「不当な差別的取扱い」とは

障がいのある人に対して、正当な理由なく、障がいを理由として、財・サービスや各種機会の提供を拒否したり、サービスなどの提供に当たって場所や時間帯を制限したりするなど、障がいのない人と異なる取扱いをして障がいのある人を不利に扱うこと。

【出典：内閣府「障害者差別解消法（改正法）リーフレット」を基に岐阜県加筆修正

■「合理的配慮の提供」とは

社会生活において提供されている設備やサービスなどは障がいのない人には簡単に利用できる一方で、障がいのある人にとっては利用が難しく、結果として障がいのある人の活動を制限してしまっている場合がある。このような、障がいのある人にとっての社会的なバリアについて、個々の場面で、障がいのある人から「社会的なバリアを取り除いてほしい」という意思が示された場合には、その実施に伴う負担が過重でない範囲で、バリアを取り除くために必要かつ合理的な対応をすること。

【出典：内閣府「障害者差別解消法（改正法）リーフレット」を基に岐阜県加筆修正

■ 全ての人の大切さを再度見つめ直すことができる個別的な人権課題

「障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律」の第1条では、「全ての障害者が、障害者でないものと等しく、基本的人権を享受する個人としてその尊厳が重んぜられ、その尊厳に相応しい生活を保障される権利を有する」とことや、「全ての国民が、障害の有無によって分け隔てられることなく、相互に人格と個性を尊重し合いながら共生する社会の実現に資することを目的」とするものであることが規定されている。

【出典：人権教育を取り巻く諸情勢について～人権教育の指導方法等の在り方について〔第三次とりまとめ〕策定以降の補足資料～ 令和6年3月改定 学校教育における人権教育調査研究協力者会議】

※ 法律や省庁では「障害」と漢字表記されていますが、岐阜県では「障がい」という表記を使用しています。

授業実践例及び学習に活用できる参考資料等

◆ 「障がいのある人の人権」についての理解を深める授業実践例

講話等

- **パラアスリートや演奏者等からの自らの体験を通して感じたことの講話**
 - ・ パラアスリートや障がいのある人が、日常生活や運動・演奏等の際に感じる様々な障壁（バリア）に対して考えていることや、乗り越えた経験についての話を聞き、それを基に仲間と交流し、自分の生活に生かすことができることを考えられるようにする。
- **特別支援学校の教員及び障がい者福祉施設の職員の日常の経験を基にした講話**
 - ・ 障がいのある人と関わりのある仕事をする人が、日々の仕事で感じていることや、大切にしていることなどについての話を聞き、知識が足りないなどの理由から思い込んでいたことを正し、その後の交流活動につなげられるようにする。

交流活動

- **特別支援学校等の児童生徒や障がいのある人（大人）との交流**
 - ・ 交流前に特別支援学校等の児童生徒のことについての理解を深める。安全面等に十分に留意した上で、学年の発達段階に応じて交流方法や活動時間等を考える時間を位置付ける。互いを大切な存在として尊重する思いを養うことができるようにする。
 - ・ 施設等に訪問する前に利用者のことについての理解を深める。自分が関わる利用者の状態に応じて、活動内容や示す資料、声の大きさや話す速さなどの働きかけの方法を考えられるようにする。
- ※ どちらの活動においても、事前に交流の目的や具体的な活動等について十分に打ち合わせをする。

体験活動

- **疑似体験（車椅子体験・アイマスク体験・介助技術体験等）**
 - ・ 行政の福祉に係る担当課、社会福祉協議会や社会福祉施設等の職員を講師として招き、基本的な知識を得た上で、学習内容や発達の段階に応じた疑似体験を実施。体験を通して感じたことを講師や仲間に伝えることで一層他者の立場に立って考えられるようにする。
- **その他の体験（車椅子バスケットボール・ボッチャ・ゴールボール等）**
 - ・ 行政の福祉担当課や、障がい者スポーツ協会、パラアスリート等を講師として招いて、スポーツの成り立ちやこれまでのあゆみ、ルール等の知識を得た上で、仲間と共に体験。スポーツを通して人々の思いや願い、あきらめない強い意志を感じられるようにする。

知的理解を深める学習活動

- **教科・領域の学習**
 - ・ 世の中には多様な人々が存在し、興味・関心、考え方、信条、長所等が異なること、また、人によって様々な困難を抱えていることを理解する。その上で、全ての人々と共生する社会をつくっていく一員として、多様な他者に関心をもち、他者の考えや立場、行為等を尊重して共によりよい社会をつくっていくとする思いを高められるようにする。
 - ・ 各教科の学習内容と関連付け、リーフレットや映像資料等を基に追究し、学んだことを整理・分類したり、それらを交流したりすることで、障がいのある人の人権に係る内容についての理解を一層深められるようにする。

◆ 合理的配慮の提供の例と留意点

合理的配慮の提供の例

- 車椅子利用者のために段差に携帯スロープを渡す。



- 聴覚に障害のある人に筆談で対応する。



- 障害の特性に応じた休憩時間の調整など、柔軟なルール変更を行う。



〔出典：公益財団法人人権教育啓発推進センター：「障害のある人と人権 誰もが住みよい社会をつくるために〈改訂版〉」〕

- ・ 負担が過重であれば、合理的配慮の提供をしなくてもよいというわけではありません。その場合は、過重な負担でない方法を障がいのある本人と話し合いながら検討する必要があります。
- ・ 合理的配慮の提供に当たっては、勝手な判断をすることなく、障がいのある本人の意向を最大限に尊重することが大切です。



◆ その他、学習に活用できる資料

- ・ 令和元年に文部科学省が公開したリーフレット。小学生版と中高生版がある。児童生徒が、問題意識をもち、追究していくことができるように、問いや資料等が、位置付けられている。具体的な場面をイメージできるようなワークシートも用意されている。



文部科学省「心のバリアフリーノート」



小学生版 中高生版

※ 心のバリアフリーノートの指導上の留意点を示した資料も掲載されています。

<取り組む際の参考資料>

〔文部科学省〕
人権教育を取り巻く諸情勢について～人権教育の指導方法等の在り方について〔第三次とりまとめ〕策定以降の補足資料～



〔内閣府〕
障害者差別解消法（改正法）リーフレット



〔法務省〕
障害を理由とする偏見や差別をなくしましょう 啓発動画等

